

懇願書

私事明治甲午年十才にして父の軍寄英領加奈陀晩年白波
 に渡行す三年後父と共に由表園を購ひし農業に着手し經
 續つる事三十余年大東亞戰に至る時産は管理局に強制され
 ると共に西沿岸地帯は僅か日本人は晩年百哩外へ移動
 命ずる在晩中の帝國領事十人は日本精神を以て奮起せん
 斗りの聲を私は自由移動を止じ戰爭中は滿國の政府に
 忠正を以て事断つた保護收容所には收容せられず四年
 尚終戦後昭和二十一年六月三日限り收容所を去り家族は
 歸り引揚を決心した着の身其子をも養三回引揚船を下り
 年八月十三日滿鉄九里濱援護局に上陸す生活にくるゝも事
 一年半に像の像を養神の資本とし現在に及ぶ何れ
 日本の実社会に活動するもの初めて日本に基礎を築き
 切らぬと行ふはならぬ私の心中を一方の力で解
 下すべくは同種の下すべくは後程懇願する次第であります
 引揚以来商業に従うし今年度から三回目の税金を納めるの

供所
 監長
 長
 職
 合
 十
 任
 主
 長

懇願書

南五ヶ荘打金堂六四〇番地
外 打茂 一 郎

かしこいす昭和三十四年度所得税に付ますしは自分が見積決定額は九万円位で有りしんが税務所の更生決定は非常に多人身分に非しそ平等も不くと思ひますしちうで異議申請を出しそ再三再四減税を懇願しそ税金の支拂終了はしちうを有りますか今度は三十五年度事業所得額決定通知を受取りまして又は願ひする次第でしんがしんが何介承知の期を引揚者で日本に基礎のたの中を印おけて行かねばならない土口のたい所不うかためて行く所に苦痛がある何分もそうせん思ひやりの心も持て同精を乞ひて減税に務めし頂く事外はなと思ひが有りますから私はずわいぬん事ですが一生懸命心から懇願する次第でしんがいますくれぐれもよろしくは願ひ申します

昭和三十五年九月二十七日

昭和三十五年年度事業所得額希望金額拾万円

蒲生神橋地方事務所長殿

Handwritten text at the top of the page, possibly a title or header.

Second line of handwritten text, appearing as a list or series of entries.

品名

Main body of handwritten text, consisting of multiple lines of entries, some with large characters or symbols.

Handwritten characters on the left margin, possibly a list or index.

Handwritten text at the bottom center of the page.

Handwritten text at the bottom right of the page.

Handwritten text at the very bottom right of the page.

引揚者の氏名外村茂二郎

最初の渡行明治四拾四年八月大倉横濱出船日本郵船カマクラ丸

カナダのビクトリア港に陸す

大正四年カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州・ミッション市に於て農

園珍町歩を購入し農業に父と共に従事す

昭和二年一月結督目的にて二月旬日本帯在の予定にて帰國

し五月五日ビクトリア港出船アメリカメールライン

プレジデントジャクソン兄で横濱港へ月十日上陸す

同年三月十八日嫁同伴横濱お般のカナダのC.P.R.船

(エシヤ)で再渡行ス農業に従事す

昭和十九年八月十三日頃、家内全部を一時的にバンクーバー市で経営

し在收容所に收容せられた

同年十一月初頃カナダ・オンタリオ州のアレクサンダー保彦牧場
所に特別列車で一ゲロップを送られて抑留された